

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 議案第117号、第118号、第119号
工事請負契約の変更について . . . 1

2 所管事項

- (1) 平成27年版成果レポート（案）について . . . 7

- (2) 三重県建設産業活性化プランについて . . . 27

- (3) 東洋ゴム工業株式会社が製造した大臣認定不適合免震材料
への対応について . . . 37

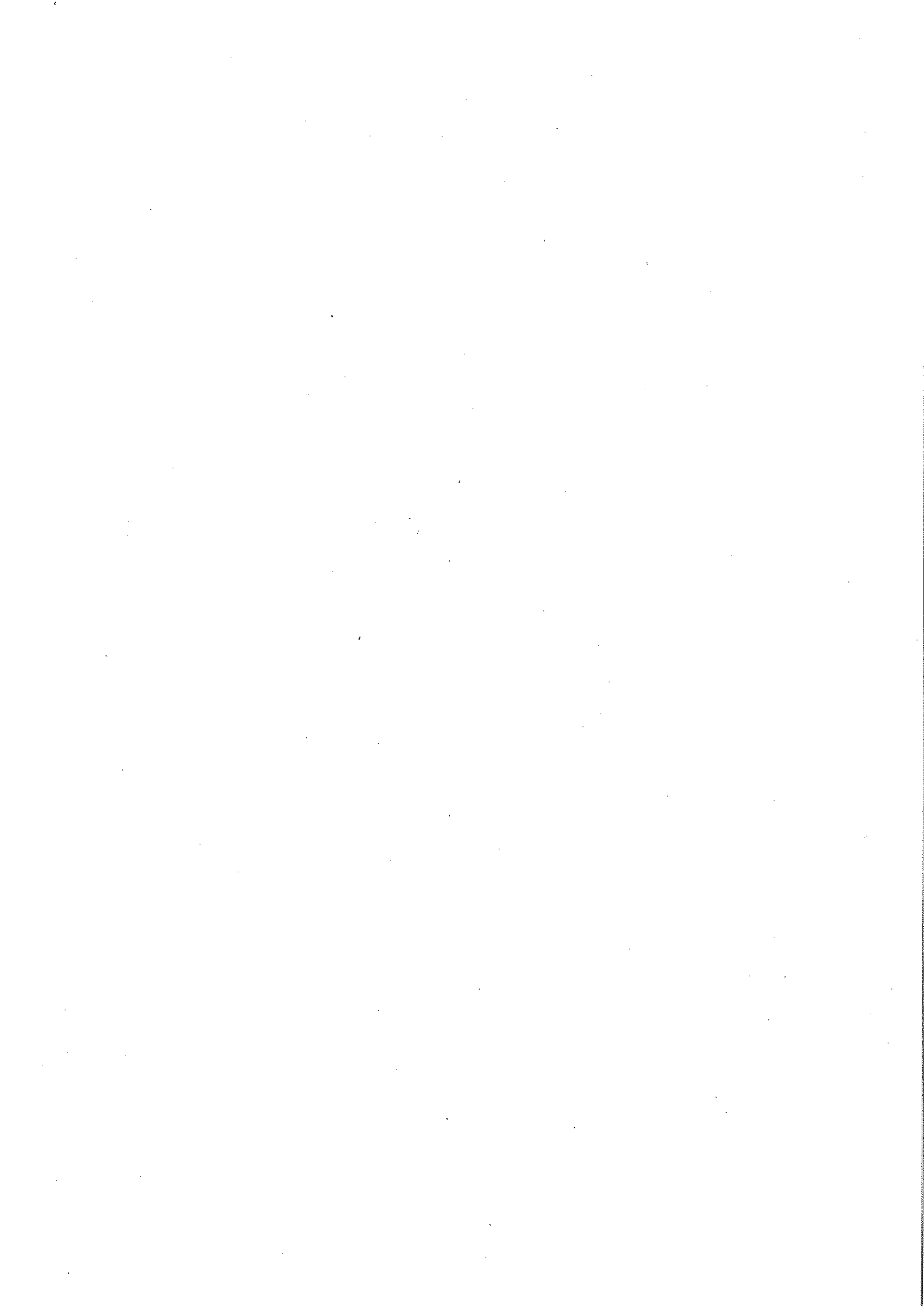
- (4) 審議会等の審議状況について . . . 41

《別添資料》

- ・平成27年版成果レポート（案）補足資料 「幹線道路網整備図」

平成27年6月18日

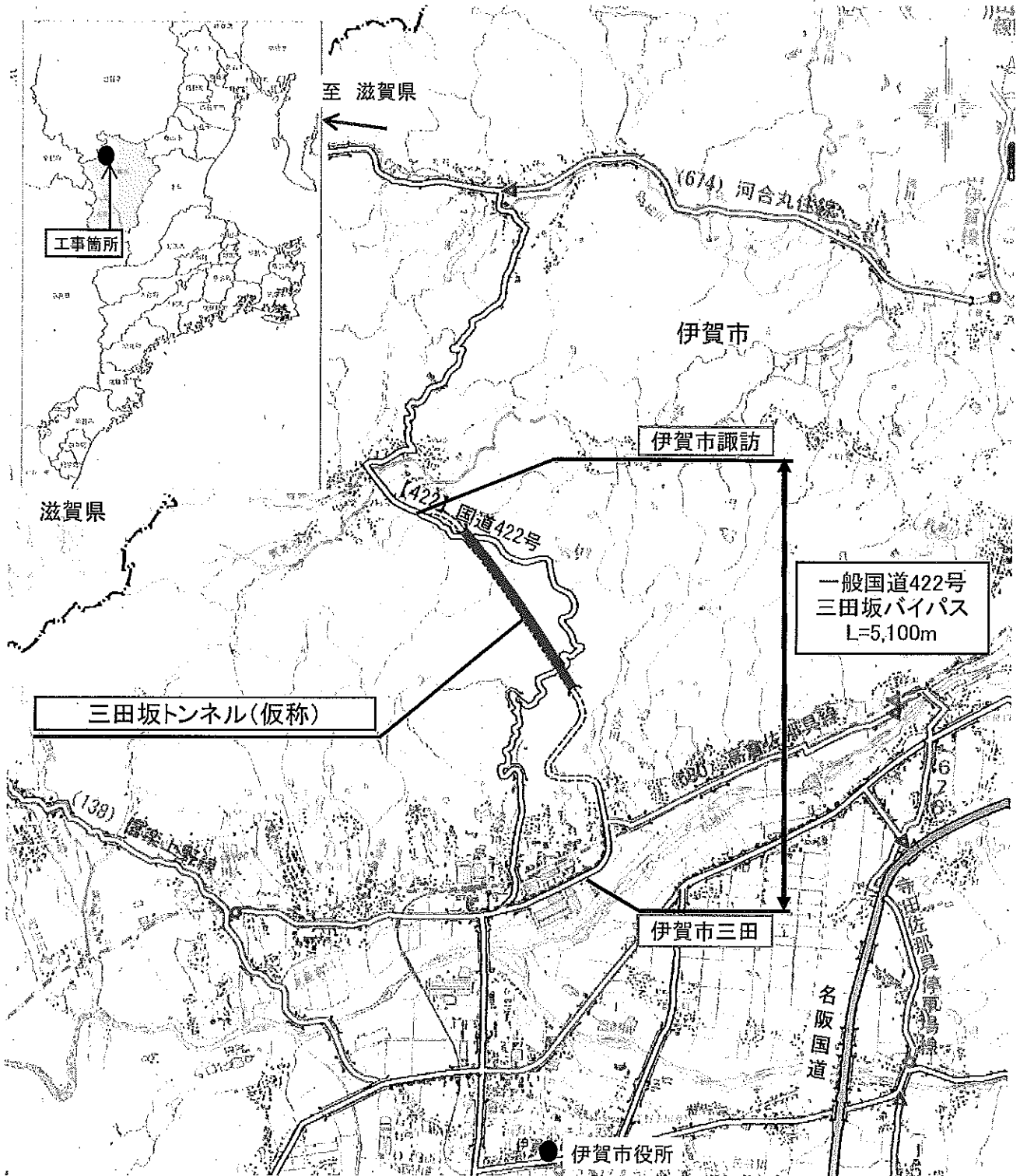
県 土 整 備 部



議案番号 第117号 工事請負契約の変更について	
工事名	一般国道422号三田坂バイパス道路改良（三田坂トンネル（仮称））工事
履行場所	伊賀市諏訪地内～三田地内
契約金額	変更前 2,669,625,000 円（消費税等含む） 変更後 2,932,657,920 円（消費税等含む）
請負者	四日市市鶴の森一丁目4番3号 鹿島・日本土建・廣嶋特定建設工事共同企業体
住所氏名	代表者 鹿島建設株式会社 三重営業所 所長 安井 信
契約工期	平成24年12月19日～平成27年8月5日
工事内容	変更理由
施工延長 L=1,528m 道路幅員 W=6.0(7.0)m トンネル工 L=1,528m 掘削工（NATM発破方式） V=92,600m ³ 覆工コンクリート V=10,350m ³	トンネル掘削を施工の際、当初の想定より、亀裂が入りやすく崩れやすい岩質であったため、トンネル構造をより強固に変更したこと等による増額を行うものである。
契約方法	随意契約

【議案第117号】

位置図

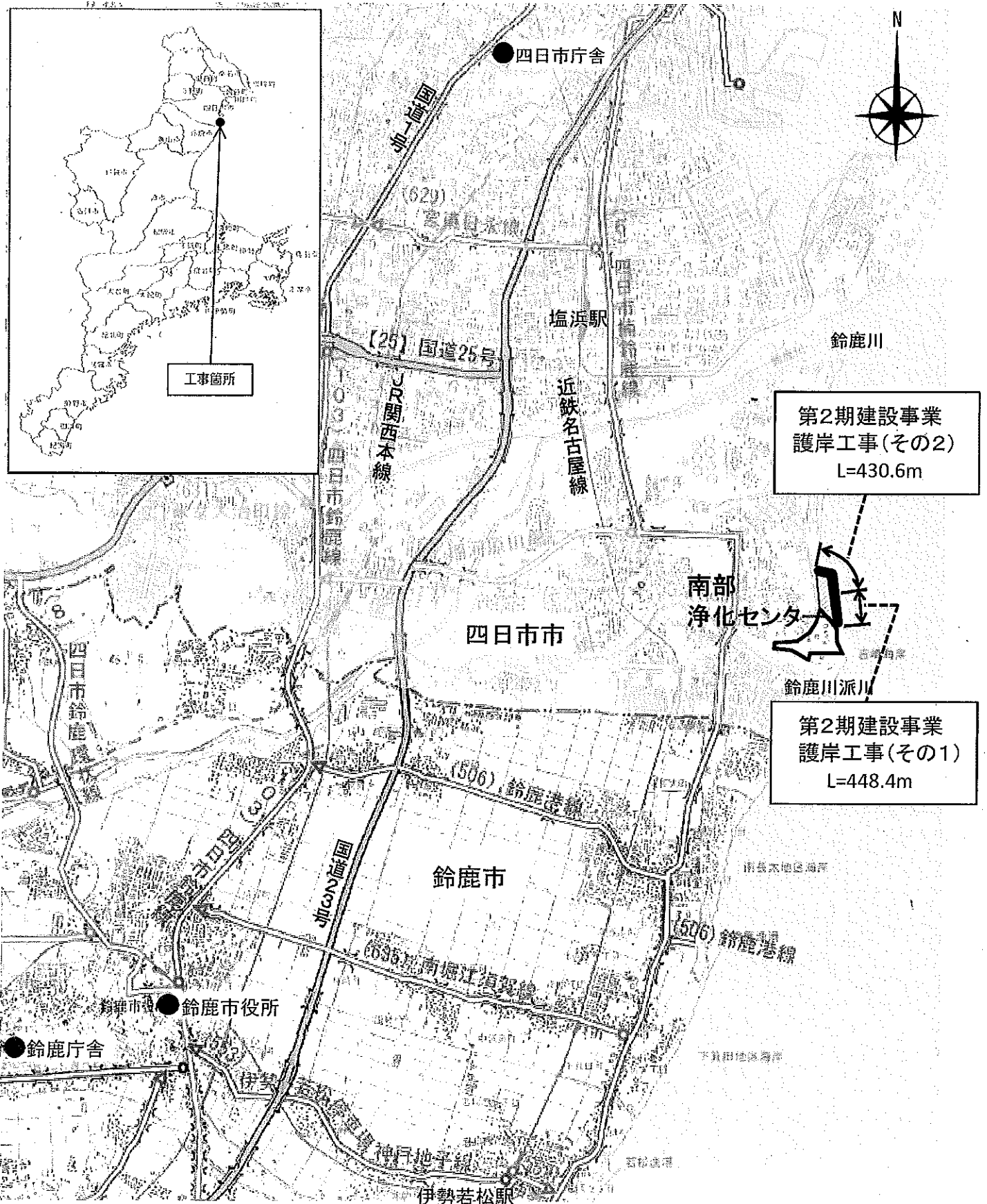


議案番号 第118号 工事請負契約の変更について		
工事名	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その1）	
履行場所	四日市市楠町北五味塚地内	
契約金額	変更前 773,485,200 円（消費税等含む） 変更後 775,027,440 円（消費税等含む）	
請負者 住所氏名	四日市市高砂町8番29号 高砂・信藤特定建設工事共同企業体 代表者 高砂建設株式会社 代表取締役 梅田 次男	
契約工期	平成26年10月17日～平成27年11月15日	
工事内容	<p>施工延長 L=448.4m 護岸工 L=448.4m 鋼管矢板打設工（φ900～1,400mm）N=375本</p>	<p><u>変更理由</u></p> <p>契約後、労務単価等が上昇したため、建設工事請負契約書第25条第6項「インフレスライド」の規定に基づき、増額を行うものである。</p>
契約方法	随意契約	

議案番号 第119号 工事請負契約の変更について	
工事名	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その2）
履行場所	四日市市楠町北五味塚地内
契約金額	変更前 715,381,200 円（消費税等含む） 変更後 717,911,640 円（消費税等含む）
請負者 住所氏名	三重郡川越町大字亀崎新田 51 番地 1 松岡・穂積特定建設工事共同企業体 代表者 松岡建設株式会社 代表取締役社長 松岡 伸年
契約工期	平成26年10月17日～平成27年10月31日
工事内容	変更理由
施工延長 L=430.6m 護岸工 L=430.6m 管矢板打設工（φ700～1,400mm）N=376本	契約後、労務単価等が上昇したため、建設工事請負契約書第25条第6項「インフレスライド」の規定に基づき、増額を行うものである。
契約方法	随意契約

【議案第118号】
【議案第119号】

位置図



平成27年版成果レポート（案）

県土整備部主担当部分抜粋

（施策の取組）

施策112 治山・治水・海岸保全の推進

施策351 道路網・港湾整備の推進

施策353 快適な住まいまちづくり

（選択・集中プログラムの取組）

緊急課題解決2 命と地域を支える道づくりプロジェクト

（行政運営の取組）

行政運営8 公共事業推進の支援

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 26 年度目標値を達成しており、自然災害からの被害を軽減する取組が進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	-----------------------------------------------------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数	/	234,300 戸	235,000 戸	236,100 戸	1.00	237,100 戸
	233,200 戸	234,200 戸	235,000 戸	236,700 戸		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数					
27 年度目標値の考え方	27 年度目標値達成に向け、過去の実績等を勘案して、目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11201 洪水防止対策の推進 (県土整備部)	河川整備延長	/	463.6km	463.9km	464.1km	1.00	464.3km
		463.4km	463.6km	463.9km	464.1km		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11202 土砂災害対策の推進 (県土整備部)	土砂災害保全戸数	/	17,940戸	18,040戸	18,200戸	1.00	18,260戸
		17,843戸	17,964戸	18,100戸	18,241戸		/
11203 海岸保全対策の推進 (県土整備部)	海岸整備延長	/	285.3km	286.3km	288.0km	1.00	288.4km
		284.2km	285.6km	287.7km	291.2km		/
11204 治山対策の推進 (農林水産部)	山地災害保全集 落数	/	1,521 集落	1,537 集落	1,554 集落	1.00	1,571 集落
		1,504 集落	1,519 集落	1,537 集落	1,554 集落		/

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	31,143	46,681	40,525	37,549	36,627
概算人件費	/	2,651	2,749	2,718	/
(配置人員)	/	(294人)	(299人)	(306人)	/

平成26年度の取組概要

- ①紀伊半島大水害等により被災した公共土木施設について、早期復旧に努めるとともに再度災害を防止するための改良復旧を推進
- ②風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進。河川堆積土砂の撤去については、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」を全建設事務所で展開し、撤去を推進
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強を実施するとともに、木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯をはじめとした沿岸部の河川堤防や海岸堤防について耐震対策を推進
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検結果に基づき必要となる対策を推進
- ⑤市町の警戒避難体制の整備を支援するため、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の提供や、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設の耐震調査等を進め、必要となる補修や耐震対策等を検討し、効果的・効率的な整備を推進。また、住民の避難行動を支援し、安全意識の向上を図るため、避難路等をまとめたハザードマップ作成を促進
- ⑦治山対策について、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等を推進

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①紀伊半島大水害により被災した公共土木施設の復旧（原形復旧）については、平成 26 年度末に全ての箇所が完成しました。改良復旧についても、概ね完成しましたが、全 12 箇所のうち井戸川河川災害復旧助成事業、井戸川砂防災害関連事業については、用地取得等に時間を要するため、事業を継続します。また、平成 25 年、26 年に被災した施設についても早期復旧が必要です。
- ②風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進しました。整備の必要な箇所がまだ多く残っていることから、引き続きハード対策を進めます。また、平成 26 年度にダム検証で「継続」が認められた川上ダムについては、伊賀地域の治水安全度を向上させるため、早期に完成させる必要があります。加茂川水系の治水安全度の早期向上を図るため、ダム検証で国から「継続」が認められた鳥羽河内ダム建設事業についても着実に推進する必要があります。河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後 2 年間の実施候補箇所を、関係市町と共有する「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら実施しました。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、継続した事業の推進が必要です。
- ③地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱箇所 183 箇所のうち 63 箇所の補強対策を実施しました。海岸堤防については、脆弱箇所 200 箇所のうち 50 箇所で補強対策を進め、当初の計画を 1 年前倒しして平成 26 年度中に対策を完了しました。また、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」はもとより県北部の海拔ゼロメートル地帯においても、国直轄および県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めました。引き続き、脆弱箇所等の計画的な補強・補修対策を進めるとともに、河川改修や海岸高潮対策等に合わせた耐震対策を推進することが必要です。また、海岸堤防については、地震・津波に対する対策の検討が必要です。
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検結果に基づき必要となる対策を完了しました。河川の大型水門等については長寿命化計画に基づく計画的な修繕・更新に、継続的に取り組むことが必要です。また、ダム（3 施設）については、早期に長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理、設備の更新を進める必要があります。
- ⑤市町の警戒避難体制の整備を支援するためのソフト対策のさらなる推進が必要です。特に土砂災害については、平成 26 年 8 月豪雨による広島市での大規模な災害など激化する自然災害への対応として、市町の警戒避難体制の整備を支援するため、土砂災害警戒区域の指定を進めました。全国の水準と比べて区域指定の進捗が遅れていることから、市町の警戒避難体制強化のため指定を推進するなど、土砂災害を防止・軽減するためのさらなる推進が必要です。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設の老朽化が進んでいることから、機能診断・耐震診断調査を実施しており、この調査の結果、早急に整備の必要な施設があることが判明しています。引き続き、機能診断・耐震診断調査を進め、計画的に対策を講じる必要があります。また、平成 25 年の台風第 18 号により被災した施設については復旧工事が完了しました。今後、平成 26 年の台風第 11 号により被災した施設の早期復旧が必要です。
- ⑦山地災害を防止するため、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等、治山対策を実施しました。平成 25 年、26 年に発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等の推進が必要です。

- ①紀伊半島大水害の改良復旧事業については、引き続き早期復旧に向けて取り組みます。また、平成 25 年、26 年に被災した施設の早期復旧や、再度災害に備えた治水対策を進めます。さらに、被災箇所隣接する箇所など、脆弱な施設の補強対策を進めます。
- ②河川・海岸・砂防施設については、引き続き施設整備を推進し、安全性の向上に努めます。また、川上ダムについて、早期完成を国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムについては、工事着手に向け、必要な調査・設計を進めます。
河川堆積土砂の撤去については、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら、引き続き堆積土砂の撤去を推進するとともに、砂利採取制度を活用した土砂撤去の促進を図ります。
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所等の計画的な補強・補修を行うとともに、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」はもとより県北部の海拔ゼロメートル地帯においても、引き続き、国直轄及び県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めます。また、海岸堤防については、地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とするための計画づくりを進めます。
- ④砂防設備等の長寿命化計画の策定に取り組むとともに、河川の大型水門等について、長寿命化計画に基づき計画的な修繕・更新に取り組みます。
また、ダム（3施設）については、長寿命化計画を策定するとともに、計画的な維持管理、設備の更新を実施します。
- ⑤市町の警戒避難体制整備や住民の安全で的確な警戒避難行動を支援する情報について、分かりやすい提供に努めます。特に土砂災害については、激化する自然災害への対応として、警戒区域の指定推進に向け、土砂災害危険箇所（16,208箇所）における基礎調査の完了年度を従来の目標から5年間前倒しして平成31年度完了とするため、基礎調査を加速するなど、必要な対策を充実させます。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設については、機能診断・耐震診断調査を推進し、計画的な補強や耐震対策を行います。また、平成26年の台風第11号により被災した施設について、市町等と連携して復旧に取り組みます。
- ⑦平成25年、26年に発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策、保安林内の森林整備等を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外、海外との交流・連携を広げています。

平成 27 年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能を強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	港湾における活動指標については目標値に届かなかったものの、県民指標および道路における活動指標の目標値を達成したことで、幹線道路等の整備推進や適切な維持管理により利用者の安全性と利便性の向上や地域の経済活動に貢献できたと判断できることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	/	15.3km	60.6km	80.9km	1.00	94.9km
	0.3km	21.3km	72.5km	99.7km		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長					
27 年度目標値の考え方	公表された高規格幹線道路および直轄国道の供用予定年度を含め、今後の事業の見通しを勘案し、平成 27 年度までに 94.9km を供用することを目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
35101 道路ネットワークの形成(県土整備部)	県内の幹線道路の新規供用延長	/	10.3km	40.6km	52.9km	1.00	59.9km
		—	10.3km	42.4km	52.9km		/
35102 適切な道路の維持管理(県土整備部)	舗装の維持管理指数	/	5.0 以上	5.0 以上	5.0 以上	1.00	5.0 以上
		5.3	5.3	5.3	5.1		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
35103 四日市港の機能充実 (雇用経済部)	四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量		20万 TEU	22万 TEU	24万 TEU	0.75	26万 TEU
		17万 TEU*	18.3万 TEU	19.4万 TEU	17.9万 TEU		
35104 県管理港湾の機能充実 (県土整備部)	県管理港湾の入港船舶総トン数		1,503万トン (23年度)	1,503万トン (24年度)	1,503万トン (25年度)	0.93	1,503万トン (26年度)
		1,503万トン (22年度)	1,475万トン (23年度)	1,475万トン (24年度)	1,400万トン (25年度)		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	45,368	51,826	47,075	44,584	48,758
概算人件費		3,354	3,356	3,287	
(配置人員)		(372人)	(365人)	(370人)	

平成26年度の取組概要

- ①県内外との交流・連携を広げ、大規模災害に備えた道路ネットワークの早期整備を目指し、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、新宮紀宝道路、熊野道路、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の整備促進を図るとともに、近畿自動車道紀勢線や北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進
- ②高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の計画的な整備を推進。また、緊急輸送道路整備を、重点的かつ効率的に推進するとともに、法面からの落石等による被害を未然に防止し、道路利用者の安全な通行を確保するために、路線の重要度や、変状の程度による優先度を考慮した道路防災対策を計画的に実施。さらに、通学児童等のさらなる安全確保に向け、通学路の緊急合同点検結果に基づき、対策が必要な箇所において、引き続き早期の対策実施に努めるとともに、既存の道路等における歩行空間の整備等を推進
- ③道路施設が将来にわたって機能を充分発揮し、道路利用者の安全・安心を確保するため、緊急点検を平成26年度に完了させ、緊急点検で確認した損傷箇所のうち、緊急に対応すべきものについて修繕を実施
トンネル、横断歩道橋について、予防保全的な観点で長寿命化計画の策定を進めるとともに、計画的な修繕・更新を実施。加えて、すべての道路管理者が参加する「三重県道路インフラメンテナンス協議会」の開催により、意見調整・情報共有を行い、点検や修繕計画等について連携・協力し、道路インフラの予防保全・老朽化対策体制の強化を推進
海拔表示シートについて、市町と調整のもと、設置方針を策定のうえ、県管理道路へ設置
- ④四日市港においては、引き続き、臨港道路霞4号幹線の早期供用に向けて整備を促進。また、耐震強化岸壁について平成26年度内の完成をめざすほか、海岸保全施設や上屋の耐震補強等を引き続き推進するとともに、四日市港のさらなる利用促進を図るため国内外の企業に対しポートセールスを実施
- ⑤県管理港湾においては、今後、港湾施設が求められる機能を確保するため、必要な箇所の老朽化対策を実施。臨港道路の橋梁について、予防保全的な観点で長寿命化計画を策定し、適切に維持管理を実施するとともに、物資輸送などの災害復興活動等に利用できるよう、橋梁の耐震対策を実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 26 年 4 月に熊野市大泊町から熊野市久生屋町間の 6.7km が熊野道路として新規事業化され、紀伊半島のミッシングリンク*の解消に向け前進しました。また、松阪多気バイパス（松阪市上川町）0.8km を平成 28 年度、東海環状自動車道（大安 I C～東員 I C）6.1km および中勢バイパス（鈴鹿市御園町～津市河芸町三行）2.9km を平成 30 年度供用開始予定とすることなどが、平成 26 年 4 月に国から公表されました。さらに、中勢バイパスの津市野田から津市高茶屋小森町間の 6.0km が平成 27 年 2 月 8 日に、国道 260 号錦峠の度会郡南伊勢町棚橋竈地内の 1.8km が平成 27 年 2 月 15 日に、北勢バイパスの四日市市垂坂町の市道垂坂 1 号線から四日市市山之一色町の市道日永八郷線間 1.4km が平成 27 年 3 月 7 日に供用開始し、加えて国道 258 号大桑道路の桑名市多度町下野代（下野代北交差点）から桑名市多度町香取（香取南交差点）間 1.3km が平成 27 年 3 月 10 日に 4 車線化されるなど、地域の安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携の促進が図られました。
- 引き続き、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図る必要があります。
- ②四日市湯の山道路の高角 I C から県道四日市菟野大安線（通称：ミルクロード）間約 4.4km を平成 26 年 5 月 24 日に供用開始したことで、四日市の市街地と菟野町を結ぶ新たなネットワークが形成され、現道交通の減少による渋滞の緩和、移動時間の短縮を図ることができました。中勢バイパスのアクセス道路となる県道の整備を進め、平成 26 年 12 月 18 日に県道津久居線（半田バイパス）を、平成 27 年 2 月 8 日に中勢バイパスの供用開始にあわせ、県道久居河芸線（雲出野田バイパスと五軒町バイパス）を、それぞれ供用開始しました。
- 引き続き、道半ばにある道路網の現状に対し、道路利用者が安全・安心に通行でき、県内外との交流・連携に資するとともに、大規模災害に備えた道路整備等をさらに推進する必要があります。
- ③老朽化する道路施設を適正に維持管理するために長寿命化修繕計画等に基づく道路施設の修繕、橋梁やトンネル等の点検を推進しました。また、円滑な道路管理を促進し、道路インフラの予防保全・維持管理の体制強化を図るための「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を平成 26 年度に 3 回開催し、技術基準の共有を図るとともに、市町職員を対象とした研修の開催や、市町が実施する点検現場において技術的サポートを行うなどの支援を進めました。
- 平成 24 年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果を踏まえた、対策を実施するなど、通学児童等の安全確保に向けた取組を計画的に進めています。また、通学路安全確保のための基本的方針（「通学路交通安全プログラム」）の策定に向けて、市町に説明会を開催するなど、関係機関と調整を図り、平成 26 年度末までに 26 市町が当プログラムの策定を完了しました。
- 道路利用者への海拔情報の提供により津波被害を軽減するため、市町との調整のもと、県管理道路への海拔表示シートの設置を進め、平成 26 年 12 月に設置を完了しました。
- 引き続き、道路施設の適正な維持管理に向けた取組を推進していく必要があります。
- ④四日市港については、臨港道路霞 4 号幹線において、天力須賀工業団地地先、川越緑地公園内の橋梁工事を進めました。また、大規模地震時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するための 15 号岸壁の耐震強化整備工事が完了し、供用を開始したほか、背後の市街地を防護するための海岸保全施設の耐震化等に取り組みました。さらに、四日市港の現況と役割等を広く PR し、利用率を高めるため、利用促進協議会による四日市港セミナーや説明会等を各地で開催しました。
- 今後とも、背後圏産業の国際競争力強化を物流面から支えるため、臨港道路等施設の早期整備や、国内外の企業に対する一層のポートセールスが必要です。

⑤港湾の利用に支障が生じないように、港湾施設が求められる機能を確保し、港湾利用者や地域住民の安全・安心を向上させるために、津松阪港（大口地区）および宇治山田港において、老朽化した港湾施設の補修を実施するとともに、長島港の江ノ浦大橋において、耐震対策に着手しました。また、臨港道路の橋梁の長寿命化計画を策定しました。

引き続き、老朽化した施設の早期の補修や、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めるとともに、岸壁・防波堤等について予防保全的な観点で施設の長寿命化計画を策定する必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部 次長 鈴木 学 電話：059-224-2651】

- ①大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるとともに、集積する産業や魅力ある観光等、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、さらに平成 33 年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、県内外からの各競技会場への来場者の利便性、安全性の向上を図るため、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパス、国道 1 号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の整備促進を図ります。新名神高速道路（四日市 JCT～新四日市 JCT）および東海環状自動車道（新四日市 JCT～東員 IC）については、平成 27 年度中の完成に向け整備促進を図ります。また、紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、「新たな命の道」として熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、新宮紀宝道路および熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間（熊野 IC（仮称）～紀宝 IC（仮称））の早期事業化に向けた取組を推進します。
- ②高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、柔軟な対応を織り交ぜながら、県管理道路の計画的な整備を推進します。特に国道 260 号木谷工区、国道 368 号大内拡幅（金坪交差点～菖蒲池交差点）、県道平野亀山線等の平成 27 年度内の完成に向けた整備を推進します。また、平成 27 年度に本線部供用開始予定の都市計画道路松阪公園大口線などの緊急輸送道路整備や、橋梁の耐震対策を、重点的かつ効率的に推進します。
- ③舗装面の路面性状調査*を活用しながら舗装補修を計画的に実施し、通行時の安全性・快適性の確保を図ります。また、道路施設が将来にわたって機能を充分発揮するよう、平成 26 年度に実施した緊急点検結果に基づく緊急修繕を完了させるとともに、長寿命化計画に基づき点検・診断・措置・記録を確実に実施し、メンテナンスサイクルの確立を図り、効率的な修繕・更新等を進めます。なお、メンテナンスサイクルの確実な実施にあたり、「維持管理の見える化」に取り組みます。すべての道路管理者が参加した「三重県道路インフラメンテナンス協議会」において、道路管理者間の意見調整・情報共有を行い、点検や修繕計画等について連携・協力を図り、道路インフラの予防保全・維持管理体制の強化を推進します。通学路の安全確保に向けて、平成 24 年度に実施した緊急合同点検に基づく危険箇所対策のほか、「通学路交通安全プログラム」に基づく対策にも取り組みます。
- ④四日市港については、引き続き、臨港道路霞 4 号幹線の早期供用に向けて整備促進を図るとともに海岸保全施設の耐震補強等を推進します。また、四日市港のさらなる利用促進を図るため国内外の企業に対しポートセールスを実施します。
- ⑤県管理港湾について、港湾施設が求められる機能を確保し、安全・安心を向上させるために、引き続き、必要な箇所の老朽化対策を実施するとともに、臨港道路の橋梁について、物資輸送などの災害復興活動等に利用できるよう、耐震対策を実施します。また、水域施設（航路・泊地）、外郭施設（防波堤・堤防・護岸等）、係留施設（物揚場等）、臨港交通施設（道路等）について、長寿命化計画の策定を進めます。

*「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*（コンパクトなまちづくり）の構築が進むとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが自由に活動し、快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成したものの、活動指標については目標値に達していない事業があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	-----------------------------------------------------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	/	3 区域	6 区域	9 区域	1.00	9 区域
	1 区域	5 区域	8 区域	9 区域		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	集約型都市構造（コンパクトなまちづくり）の形成につながる土地利用を促進する取組（都市計画制度による土地利用の規制や誘導等）が行われている都市計画区域の数					
27 年度目標値の考え方	改定した三重県都市マスタープランの見直し方針や、都市計画基礎調査の結果により、土地利用を促進する取組が想定される 9 区域を目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
35301 快適なまちづくりの推進（県土整備部）	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	/	73.9%	85.1%	92.1%	0.99	100%
		63.9%	77.3%	85.0%	91.7%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（健康福祉部）	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）		2,317 施設	2,485 施設	2,660 施設	0.78	2,845 施設
		2,170 施設	2,303 施設	2,444 施設	2,612 施設		
35303 快適な住まいづくりの推進（県土整備部）	新築住宅における認定長期優良住宅の割合		26.2%	26.8%	27.4%	0.89	28.0%
		25.7%	24.0%	24.5%	24.5%		
35304 適法な建築物の確保（県土整備部）	特殊建築物等の維持保全適合率		55.0%	56.5%	58.0%	0.95	59.5%
		50.1%	53.9%	56.8%	55.3%		
35305 参画と協働による景観まちづくりの推進（県土整備部）	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数（累計）		31件	32件	33件	1.00	34件
		30件	31件	32件	33件		

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,093	4,121	4,095	3,186	4,566
概算人件費		1,019	1,039	1,057	
（配置人員）		（113人）	（113人）	（119人）	

平成26年度の取組概要

- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成に向け、都市計画区域マスタープラン*に基づき適正な土地利用を促進するほか、市街地整備や鉄道と道路の立体交差化等により都市基盤の整備を推進。また、地震津波災害に備えた都市づくりをするため「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」の策定に着手
- ②ユニバーサルデザインのまちづくりに向け、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準に適合する商業施設等のうち、申請のあったものに対して適合証を交付。また、鉄道駅舎等のバリアフリー化を図るために交通事業者を支援（近鉄桑名駅、JR四日市駅、近鉄伊勢若松駅）
- ③地域における多様な住居ニーズに対応するための基本方針と施策を示す「三重県住生活基本計画*」に基づき、耐久性や省エネ性等を備えた長期優良住宅*の認定・普及や、住宅セーフティネット確保の取組（配慮が必要な方の入居を拒まない賃貸住宅登録制度の運用、県営住宅の供給、災害時住宅支援の体制づくり）等を推進
- ④安全で安心な建築物の確保に向け、建築基準法に基づき、不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした維持保全の適合状況を把握するための定期報告の審査や防災査察等を実施。また、新築等の建築物に対する中間検査及び完了検査の検査率向上に取り組むとともに違反建築物に対する是正指導等を実施
- ⑤地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりに向け、景観づくりに取り組む市町を支援するとともに、「三重県景観計画」に基づく周辺景観と調和した建築物への誘導や、熊野川流域の景観保全のための「熊野川流域景観計画」の策定のほか、熊野市木本海岸堤防での住民との協働による修景整備、違反屋外広告物の是正の取組を実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成に加え、地震津波災害に備えた都市づくりに向け、市町等とともに「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」の策定を進めました。また、鉄道と道路の立体交差化や市街地整備などの都市基盤の整備を実施しました。
引き続き、人口減少・超高齢社会や大規模災害に対応する都市づくりを進めていく必要があります。
- ②条例に基づきバリアフリー化され適合証を交付した商業施設等は、これまで累計で 2,612 施設となりましたが、事業者及び県民の方々の認知度が低いいため、普及啓発を図る必要があります。また、鉄道駅舎については、近鉄桑名駅と JR 四日市駅のバリアフリー化工事が完成し、供用が開始されましたが、引き続き利用者の多い駅などから、順次、バリアフリー化を進める必要があります。
- ③耐久性・省エネ性等を備えた長期優良住宅の普及に努め、2,382 件の認定を行いました。また、住宅確保要配慮者への支援体制の拡大を図るため、新たに伊賀市・名張市において三重県居住支援連絡会の取組を開始しました。引き続き、長期優良住宅の一層の普及を促進するとともに、住宅確保要配慮者への居住支援や被災者住宅支援体制の構築をはじめとする住宅セーフティネットの充実に向けた取組を進めていく必要があります。
- ④県内 5 特定行政庁及び所管する 8 建設事務所と連携し、先進取組を共有して特殊建築物の維持保全適合率の向上に取り組みました。引き続き、関係機関と連携し、維持保全適合率の向上とともに報告率の向上も図る必要があります。
- ⑤「熊野川流域景観計画」を平成 27 年 1 月に策定しました。今後は適正な運用を図っていく必要があります。また、景観づくりに取り組む市町との情報共有・連携による広域的な視点での景観づくりの推進や、地域主体の景観づくりへの支援、適正な屋外広告物の設置に向けた取組を引き続き行っていく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部 次長 渡辺 克己 電話：059-224-2651】

- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造や地震津波等大規模災害に対応した都市づくりに向け、県内市町の取組方向を示す「三重県都市計画基本方針」の策定に着手します。また、鉄道と道路の立体交差化や市街地整備などの都市基盤の整備を計画的に進めます。
- ②商業施設等のバリアフリー化を進めるために、条例の整備基準や適合証の取組などについて、事業者や施設整備を担う人々、県民の方々への普及啓発の取組を進めます。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を支援します。
- ③「三重県住生活基本計画」の着実な推進に向け、長期優良住宅の普及や住宅セーフティネットの確保等に取り組みます。特に被災者住宅支援については、市町及び関係団体も含めた体制づくりの充実を図ります。また、良質な住宅ストックの確保を図り安全安心な住環境の整備を推進するとともに、移住促進に寄与するため、新たに空き家リノベーション支援事業に取り組みます。
- ④特殊建築物の定期報告の未報告者全てに対し督促するなど、引き続き、粘り強い指導を継続することにより、安全で安心な建築物の確保に努めます。
- ⑤景観づくりに取り組む市町への支援、「三重県景観計画」や「熊野川流域景観計画」に基づく周辺景観と調和した建築物への誘導、住民との協働による熊野市木本海岸堤防での修景整備、適正な屋外広告物の設置に向けた取組など、地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりに向けた取組を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：県土整備部】

プロジェクトの目標

社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	幹線道路等の整備を進めたことにより、地域の安全・安心や、地域間の交流・連携の向上に貢献できたことなどから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	-------------------------------------------------------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
命と地域を支える道の供用延長	/	86.8km	129.7km	141.7km	1.00	147.8km
	74.6km	86.8km	128.0km	142.6km		/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や主要な直轄国道、地域高規格道路*、アクセス道路の供用延長
27年度目標値の考え方	公表された高規格幹線道路および直轄国道の供用予定年度を含め、今後の事業の見通しを勘案し、現状74.6kmの供用延長を平成27年度までに73.2km延伸することを目標値として設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
1 「命を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	命を支える道の供用延長	/	55.5km	86.8km	88.6km	1.00	88.6km
		43.3km	55.5km	87.3km	89.1km		/
2 「地域を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	地域を支える道の供用延長	/	31.3km	42.9km	53.1km	1.00	59.2km
		31.3km	31.3km	40.7km	53.5km		/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	19,618	17,288	12,927	12,546

平成 26 年度の取組概要

- ①産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要への対応、交通渋滞の解消および災害時の緊急輸送や代替ルートの確保を図るため、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパスや桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の整備促進を図るとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向け、四日市湯の山道路等の県管理道路の整備を推進
- ②新たな道路ネットワークの構築を目指し、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組や、鈴鹿亀山道路の都市計画決定に向けた関係機関との協議および環境影響法に基づく手続き・調査、名神名阪連絡道路の事業化に向けた検討を推進
- ③近畿自動車道紀勢線の熊野尾鷲道路（Ⅱ期）および新宮紀宝道路、熊野道路の整備促進を図るとともに、市町や地域住民等と一体となって、未事業化区間（熊野ⅠC（仮称）～紀宝ⅠC（仮称））の早期事業化に向けた取組を推進
- ④平成 33 年の国民体育大会および全国障害者スポーツ大会（以下「国体」という。）の本県開催に向け、県内外から競技会場へのアクセスを向上させる道路整備や、会場周辺の道路環境づくり（歩道整備、道路標識の設置、舗装修繕等）について検討

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①新名神高速道路については、平成 30 年度の全線供用に向け、用地取得率が約 97%、工事発注率が約 96%となるなど、順調に事業が進捗しています。東海環状自動車道については、平成 26 年度から国等と連携して北勢ⅠCから岐阜県境間の用地取得を開始しました。また、平成 26 年 4 月に大安ⅠCから東員ⅠC間 6.1km を平成 30 年度供用開始予定とすることが、国から公表されましたが、大安ⅠC以北についても、早期に供用開始時期が公表されるよう引き続き、国に働きかけていく必要があります。
北勢バイパスについては、四日市市垂坂町の市道垂坂 1 号線から四日市市山之一色町の市道日永八郷線間 1.4km が平成 27 年 3 月 7 日に供用開始しました。
中勢バイパスについては、津市野田の県道家所阿漕停車場線から津市高茶屋小森町の国道 165 号間 6.0km が平成 27 年 2 月 8 日に供用開始しました。また、鈴鹿市御園町から津市河芸町三行間 2.9km を平成 30 年度供用開始予定とすることなどが、平成 26 年 4 月に国から公表されました。
国道 1 号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）については、河川内工事について、全体 15 基の橋脚のうち、平成 27 年 2 月末に 9 基の橋脚を含む橋梁下部工事を契約し本格的に工事に着手しました。
国道 260 号錦峠については、権限代行による国直轄事業として事業が進められ、平成 27 年 2 月 15 日に度会郡南伊勢町棚橋竈地内において、延長 1.8km が供用開始し、これにより度会郡南伊勢町から同郡大紀町間の全線（延長 6.7km）が供用しました。
四日市湯の山道路については、高角ⅠCから県道四日市菰野大安線（通称：ミルクロード）間約 4.4km を平成 26 年 5 月 24 日に供用開始したことで、四日市市の市街地と菰野町を結ぶ新たなネットワークが形成され、現道交通の減少、渋滞緩和に繋がり、移動時間を短縮させることができました。また、平成 27 年 3 月 31 日に鈴鹿市三畑町から伊船町にて神戸長沢線約 1 km を 4 車線化しました。
- ②北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向け、市町と連携して国などに必要性を訴えかけました。鈴鹿亀山道路については、道路事業では全国初となる、環境影響評価法に基づく配慮書についての大臣意見聴取を平成 27 年 3 月 17 日から開始しました。名神名阪連絡道路については、国土交通省近畿地方整備局、中部地方整備局、滋賀県および三重県による調整会議を 2 回開催し、事業化に向けて連携して取り組んでいくことを確認しました。

- ③近畿自動車道紀勢線については、平成 24 年度に新規事業化された熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の本線工事着手に向けた起工式が平成 27 年 1 月 17 日に行われ、今後、本格的に工事が進められます。また、平成 25 年度に新規事業化された新宮紀宝道路については、平成 26 年 7 月に地元に対する説明会が開催され、初めてルートが示されました。現在、地元の意見を聞きながら設計が進められています。平成 26 年度は、熊野道路が新規事業化され、平成 26 年 8 月末には、地質調査や測量などの現地調査に入るための地元説明会が開催され、現在、現地調査を実施しています。
- 近畿自動車道紀勢線の早期全線事業化に向けた地域住民を中心とした高速道路を活用した地域活性化策についての検討会が行われ、地元の機運醸成が図られました。
- ④平成 33 年の国体の本県開催に向けて、県内外からの各競技会場への来場者の利便性、安全性の向上を図るための道路整備が求められていることから、高規格幹線道路や直轄国道の整備促進を図るとともに、各競技会場の周辺道路の状況を把握したうえで、県管理道路について整備箇所の検討及び整備を進めています。
- ⑤依然として、県内の幹線道路網の整備は道半ばにあり、自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予測される中、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれています。また、交通渋滞が頻発している現状に対し、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支える幹線道路等の整備が求められています。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

- ①産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要への対応、交通渋滞の解消および災害時の緊急輸送や代替ルートの確保を図るため、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパスや国道 1 号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の整備を促進するとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向けた県管理道路の整備を推進します。特に、プロジェクトの目標値達成を目指し、新名神高速道路（四日市 JCT～新四日市 JCT）および東海環状自動車道（新四日市 JCT～東員 IC）の平成 27 年度中の確実な完成に向け、整備促進を図るとともに、関連する県管理道路等の整備を推進します。また、伊勢二見鳥羽ラインの無料化については、当初予定（平成 36 年度）を前倒しし、遅くとも国体開催の前年である平成 32 年度までの実現に向け検討を進めます。併せて、県営サンアリーナ前の仮設インターの常時開放について関係市町と検討を行います。
- ②新たな道路網の構築に向け、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。鈴鹿亀山道路や名神名阪連絡道路等をはじめとする地域高規格道路等の調査・検討などを進めます。
- ③近畿自動車道紀勢線について、平成 25 年度に全線供用開始した紀勢自動車道や熊野尾鷲道路のさまざまな整備効果が現れている中、東紀州地域のさらなる安全・安心の向上や活性化をめざし、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、新宮紀宝道路および熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間（熊野 IC（仮称）～紀宝 IC（仮称））の早期事業化を国等に一層強く働きかけるなど、地域の悲願である紀伊半島のミッシングリンク*解消に向けた取組を進めます。
- ④平成 33 年の国体の本県開催に向け、県内外から各競技会場への来場者の利便性、安全性の向上を図る必要があります。このため、高規格幹線道路、直轄国道のうち、現在、開催までの供用が公表されている路線については確実な完成を、未公表路線については開催までの供用の公表と確実な完成を国などに強く働きかけるとともに、県管理道路の整備を推進します。
- ⑤大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるとともに、集積する産業や魅力ある観光等、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤の整備、さらに平成 33 年の国体の本県開催に向けた県内外から各競技会場への来場者の利便性、安全性の向上を図るため、関係府県や市町等と連携して、国などに対し、高規格幹線道路および直轄国道の整備について強く働きかけるとともに、県管理道路の整備を推進します。また、国等に対して、本県の道路整備の現状や必要性を訴えていきます。

【主担当部局：県土整備部】

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	公共事業評価システム*を適切に運用するとともに、企業における地域・社会貢献への取組が進むなど、全ての目標値を達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	------------------------------------------------------------------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
公共事業への信頼度	/	95.0%	95.5%	96.2%	1.00	96.3%
	94.6%	97.3%	97.5%	97.5%		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式*の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値
27 年度目標値の考え方	これまでの実績と今後の審査・取組の見通しを勘案し、「県の活動指標」である「公共事業再評価・事後評価達成度」と「受注者の地域・社会貢献度」の平成 27 年度の平均値を 96.3% として目標に設定しました。

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
40801 公共事業の適正な執行・管理 (県土整備部)	公共事業再評価・事後評価達成度	/	97.2%	97.3%	97.4%	1.00	97.5%
		97.1%	97.2%	97.3%	97.4%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
40802 公共事業を推進するための体制づくり(県土整備部)	受注者の地域・社会貢献度		92.8%	93.6%	95.0%	1.00	95.0%
		92.1%	97.3%	97.7%	97.5%		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	5,333	3,130	4,647	4,709	5,419
概算人件費		1,614	1,646	1,599	
(配置人員)		(179人)	(179人)	(180人)	

平成26年度の取組概要

- ①技術力を持ち地域に貢献できる建設業の実現に向けて、建設業界との連携のもと、「三重県建設産業活性化プラン」の取組を推進。特に、厚生労働省所管の「地域人づくり事業」を活用して、建設業における若年者の入職促進や人材育成を図る取組を支援
- ②公共事業の評価については、事前評価・再評価及び事後評価を実施し、公共事業の実施プロセスの透明性を確保
- ③CALS/EC*(公共事業支援統合情報システム)については、電子調達システムをはじめとする各システムの安定運用を確保。このうち、公共事業と物件等を統合する新たな電子調達システムについては平成26年度中に運用を開始するとともに、運用開始後、円滑に運用されるよう、システムを利用する多くの受発注者への周知や研修などの取組を実施。また、市町等団体と共同利用している設計積算システムについては平成28年7月に運用保守期限を迎えることから、次期システム構築に着手
- ④総合評価方式については、土木一式工事において試行や検証を実施し、制度の改善を推進。また、橋梁等の専門工事については、引き続き課題を整理のうえ、見直しを推進
- ⑤入札契約事務手続きについては、入札等監視委員会などの確認を受けるなど、事務の適正に向けた取組を実施。また、計画的な事業実施と手順の適正に向け、2年間の事業実施手順を見える化した「2年間実施工程表」を活用
- ⑥実勢を踏まえた設計単価による予定価格の設定や、契約後の資材や労務費の高騰などの変動に対応するスライド条項の適用等による請負代金額の変更を実施し、円滑な施工確保に向けた取組を推進

平成26年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①「三重県建設産業活性化プラン」については、建設業界との間で、現在の取組状況や今後取り組む事項などについて協議し、取組を進めました。特に、建設業における人材確保や育成を図るため、厚生労働省所管の「地域人づくり事業」を活用して、若年者の入職促進や人材育成を図る取組を支援しました。今後も、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の実現に向けて「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施する必要があります。
- ②公共事業の評価については、マニュアルに定められた定量的な効果だけでなく、周辺環境への影響など定性的な効果についても、より分かりやすく説明できるよう取り組みました。今後もより分かりやすい説明に努める必要があります。

- ③新たな電子調達システムについては、平成27年3月から公共事業と物件等を統合したシステムとして運用開始しました。運用開始後は、円滑に運用されるよう、受発注者への周知や研修などに取り組みました。引き続き、利用者への周知に向けて研修などに取り組む必要があります。また、設計積算システムについては、平成28年7月に運用保守期限を迎えるため、次期システムの構築を進める必要があります。
- ④総合評価方式については、事務手続きの簡素化、審査および評価の公正性・透明性向上等の観点で評価項目、評価基準等の見直しを行いました。引き続き、検証を行いながら適正に運用していく必要があります。
- ⑤入札契約事務手続きについては、入札等監視委員会などの確認を受けるなど、事務の適正を図りました。また、「2年間実施工程表」の活用により、計画的な事業実施と手順の適正に向けて取り組みました。引き続き適正な事業実施に努めていく必要があります。
- ⑥契約金額の適正化のため、実勢を踏まえた設計単価による予定価格の設定や、契約後の資材や労務費の高騰などの変動に対応するスライド条項の適用等による請負代金額の変更を行い、円滑な施工確保に向けて取り組みました。今後も、予定価格の設定等について、適切に対応していく必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部 副部長 永納 栄一 電話：059-224-2651】

- ①「三重県建設産業活性化プラン」については、建設業界と連携し、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成を目指して着実に実施します。特に建設業における若年者の人材確保や育成が課題となっていることから、「地域人づくり事業」の活用により建設業における若年者の入職促進や人材育成などを引き続き支援します。
また、建設業は、良質な社会資本整備、災害時等の安全・安心の確保、地域雇用などの観点から重要である一方、建設業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、現行プランの成果と課題を整理・検証し、社会情勢の変化等に対応できるよう次期プランの策定に取り組めます。
- ②公共事業の評価については、周辺環境への影響など定性的な効果について、分かりやすく説明するよう継続して取り組んでいきます。
- ③設計積算システムについては、利用者ニーズに応え、安定した運用が図れるよう、計画的にシステムの再構築を進めます。
- ④総合評価方式については、公正な運用に努めるとともに、入札参加者や学識経験者の意見も踏まえ、引き続き検証と改善を進めます。
- ⑤入札契約事務手続きについては、入札等監視委員会などの確認を受けることなどにより、事務の適正を図ります。また、公共事業の実施にあたっては、「2年間実施工程表」の活用により、適正な事業実施に取り組めます。
- ⑥改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）に基づき、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を促進するため、適正な予定価格の設定、ダンピング受注の防止など適切な発注関係事務や技術者、技能労働者等の育成及び確保の支援などに取り組めます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

三重県建設産業活性化プランについて

1 三重県建設産業活性化プランの概要

地域の建設業は、良質な社会資本の整備、災害時等の安全・安心や地域雇用の確保など、重要な役割を担っています。

しかしながら、建設投資の減少に伴い受注競争が激化するなど、建設業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなり、その活力をなくしてきていたため、工事の品質低下への懸念、災害等の緊急対応への不安、また、地域経済への影響が課題となっていました。

そこで、「三重県建設産業活性化プラン」（取組期間平成 24 年度～平成 27 年度、以下「活性化プラン」という。）では、三重県の建設業の将来ビジョンを「技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～」とし、活性化プラン実現のため、「技術力」、「地域貢献」、「経営力」の3つのキーワードによる取組を行っています。

2 活性化プランにおける取組と成果

(1) 技術力 - 技術力の向上・承継の取組 -

- ・ 継続的な技術力を維持・向上するため、総合評価方式において「企業の工事实績」の評価を 215 件（平成 26 年度実績）の工事で実施し、技術力を持った企業の活用を図りました。
- ・ 優れた人材を確保・育成するため、「地域人づくり事業」を活用し、建設業協会との連携により 103 名（平成 26 年度実績）の新規雇用につなげました。
- ・ 建設業へ入職促進を図るために、建設業界が土木建築系高校生を対象にしたインターンシップを 32 社で実施し 51 名（平成 26 年度実績）が参加しました。
- ・ 広く建設業界への理解を促進するため、建設業界と連携し、建設現場や最新技術等を紹介する現場見学会を 17 回（平成 26 年度実績）実施したところ、約 1,300 名の参加があり、新聞にも掲載されました。

(2) 地域貢献 - 地域から必要とされる建設業の取組 -

- ・ 地域の安全・安心の確保のため、3 建設事務所で小規模修繕、雪氷、道路除草などの業務委託を包括して地域維持型 J V に対し発注し、持続的に社会資本の維持管理を行えるよう取り組みました。
- ・ 地域に貢献できる企業の存続を図るため、平成 26 年 10 月 1 日から入札参加資格要件として、社会保険等への加入を義務付け、不良・不適格業者を排除しました。

(3) 経営力 - 「技術力」と「地域貢献」を実現する取組 -

- ・ 予定価格を適正に設定するため、労務費などの設計単価の早期改訂等を実施しました。
- ・ 経営基盤を強化するため、経営相談を実施した結果、相談実績は少なかったものの、企業合併の事例がありました。
- ・ 新分野への進出による経営多角化のため、研修会等に取り組んだ結果、農業分野や林業分野への参入はありませんでしたが、介護分野への事例がありました。

3 品確法の改正

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）は、公共工事の品質確保の促進を目的として平成 17 年 3 月に施行され、「契約された公共工事の適正な実施とそのために必要な技術的能力の向上」が受注者の責務として、「公共工事の品質が確保されるよう発注関係事務の適切な実施」が発注者の責務として明記されました。

平成 26 年 6 月の改正では、「現在及び将来の公共工事の品質確保の促進」と「その担い手の中長期的な育成・確保の促進」が法の目的に追加されました。

また、「技術者等の育成・確保等」が受注者の責務として、「担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定とダンピング受注の防止等」が発注者の責務として追加されました。

4 県内建設業の現状

(1) 建設企業の経営状況

本県が発注する工事は年々減少しており、平成26年度には平成12年度と比べて公共予算額が約60%減少していますが、本県に登録されている入札参加資格登録業者は、同予算額がピークの平成12年度と比べて約13%の減少にとどまっており、県内の建設業は供給過剰の状態になっています。

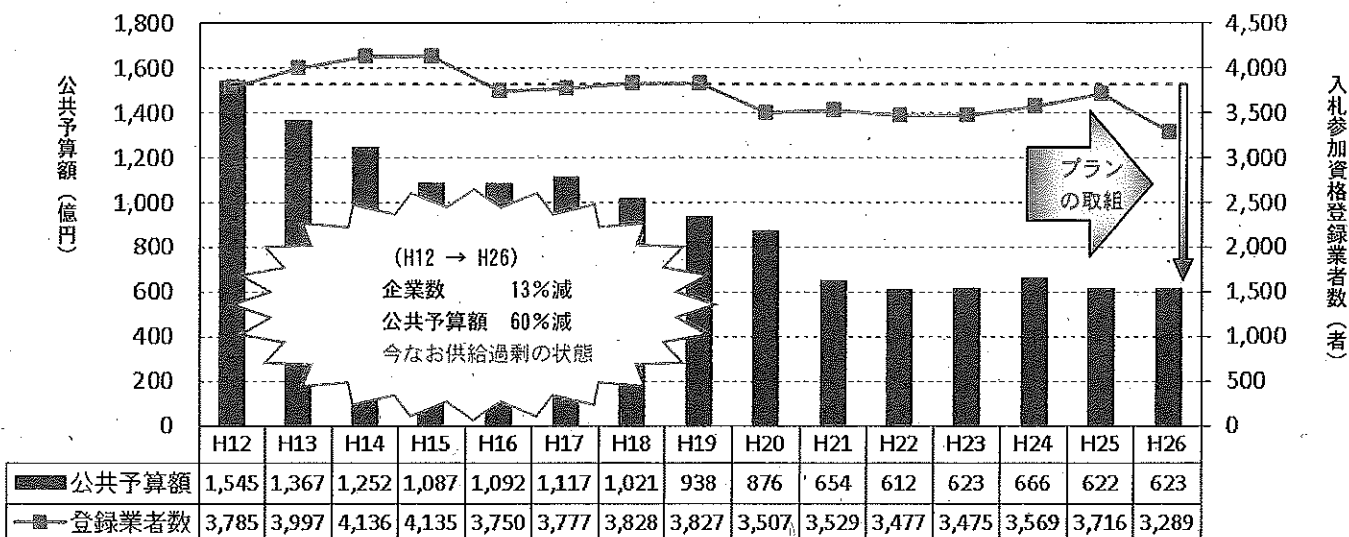


図1 三重県における公共予算額と入札参加資格登録業者数

① 公共工事の受注機会

平成26年度の県の公共工事において、Aランク及びBランク登録業者が受注できた割合は55.2%となっており、4割強の業者が受注機会に恵まれない状況です。

表1 県内A、Bランク業者の受注機会

	登録業者数 (者)	受注業者数 (者)	受注機会 (%)
Aランク	208	134	64.4
Bランク	207	95	45.9
計	415	229	55.2

② 建設企業の平均完工高

県内の製造業では、平成 25 年度の平均製造品出荷額等は、約 27.9 億円で、平成 13 年度の約 13.6 億円に対し約 105%増加しています。一方、県内の建設業では、平成 25 年度の平均完工高は約 1.2 億円で、平成 13 年度の約 2.3 億円に対し約 49%減少しており、県内の建設企業の経営は厳しい状況にあります。

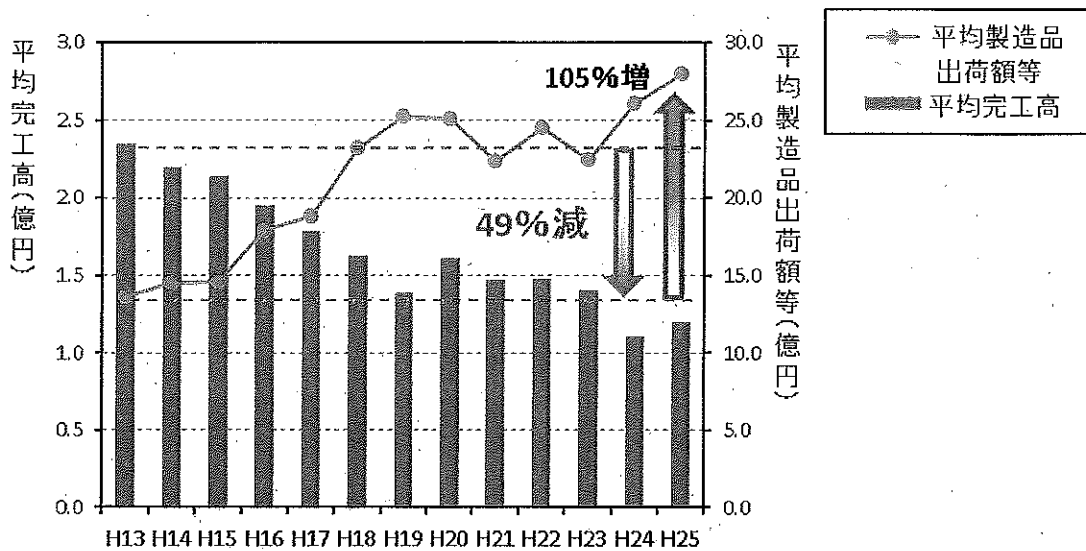


図 2 県内建設業の平均完工高と県内製造業の平均製造品出荷額等

※三重県建設工事等入札参加資格者名簿及び三重県工業統計調査を元に算出

③ 売上高経常利益率

売上高 1 億円以上の県内の建設業の売上高経常利益率は、平成 22 年度の▲0.18%から改善されつつあり、平成 25 年度で 1.84%となりましたが、これに対し産業全体（全国）では 4.56%となっており、依然低調です。

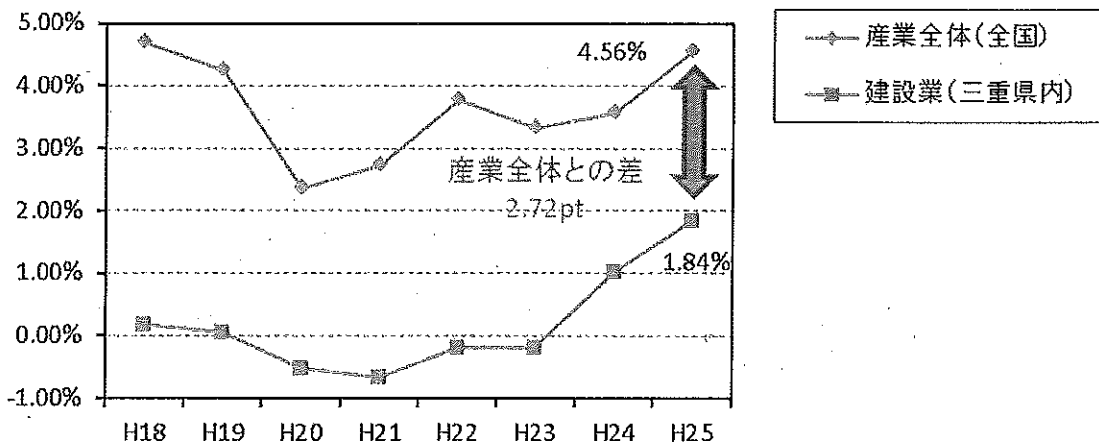


図 3 売上高経常利益率（売上高 1 億円以上）

出典 「建設業の財務統計指標」（東日本建設業保証株式会社）
「企業活動基本調査」（経済産業省）を元に算出

(2) 県内建設業の担い手

①建設業就業者の高齢化及び若年者の減少

県内の建設業就業者の年齢構成については、55歳以上が平成22年度の21.9%に比べ、平成26年度には24.5%と、4年間で2.6ポイント高くなっています。また、29歳以下の若年者については、平成22年度の19.7%に比べ、平成25年度には12.8%と6.9ポイント低下しています。産業全体と比べても、県内の建設業は、高齢化や若年者の減少が進んでいる状況にあります。

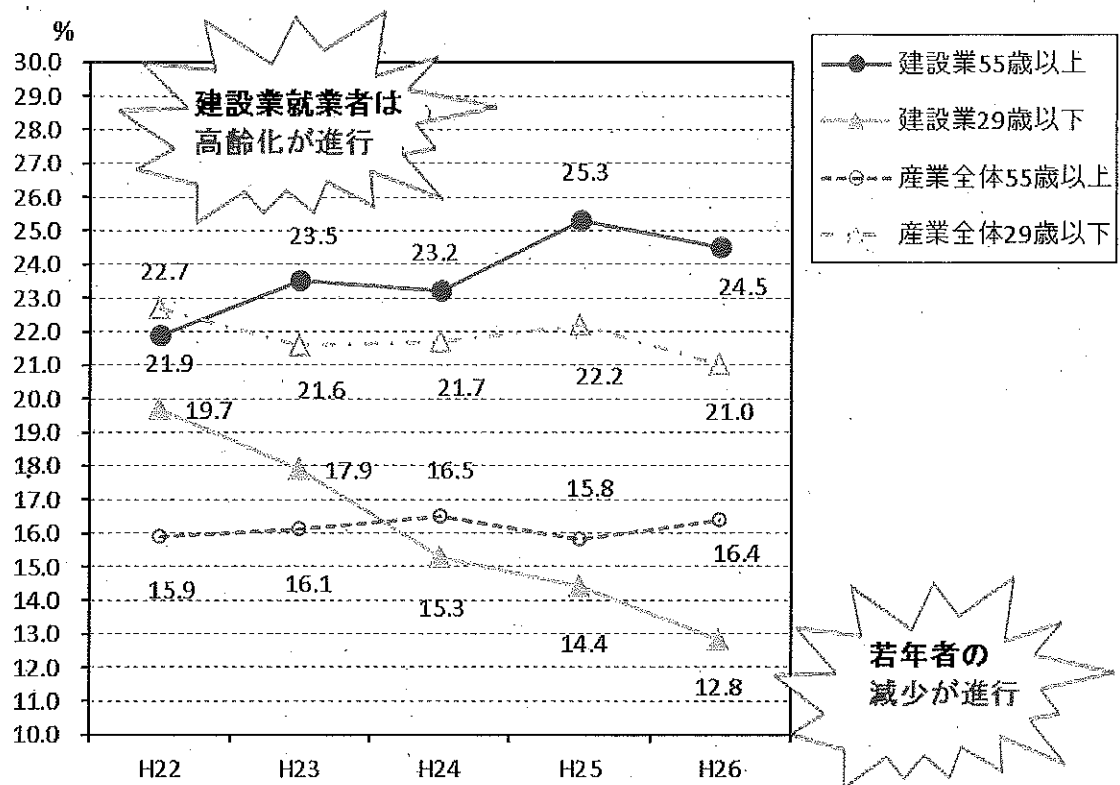


図4 県内建設業就業者の年齢構成

※「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)を元に算出

②建設業就業者の減少

「三重県人口ビジョン（仮称）中間案」（平成 27 年 5 月）で示す「年齢別人口の推移」では、生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 27 年度から平成 37 年度で約 8.0%減少するとしています。

一方、県内の建設業就業者数は、このまま推移すると平成 27 年度から平成 37 年度で約 19%減少することが見込まれます。

また、若年者（15～34 歳）の建設業就業者数が減少しているとともに、建設現場の柱となる 35 歳～44 歳の建設業就業者数は、平成 27 年度と比較すると平成 37 年度は約 45%と大きく減少することが見込まれます。

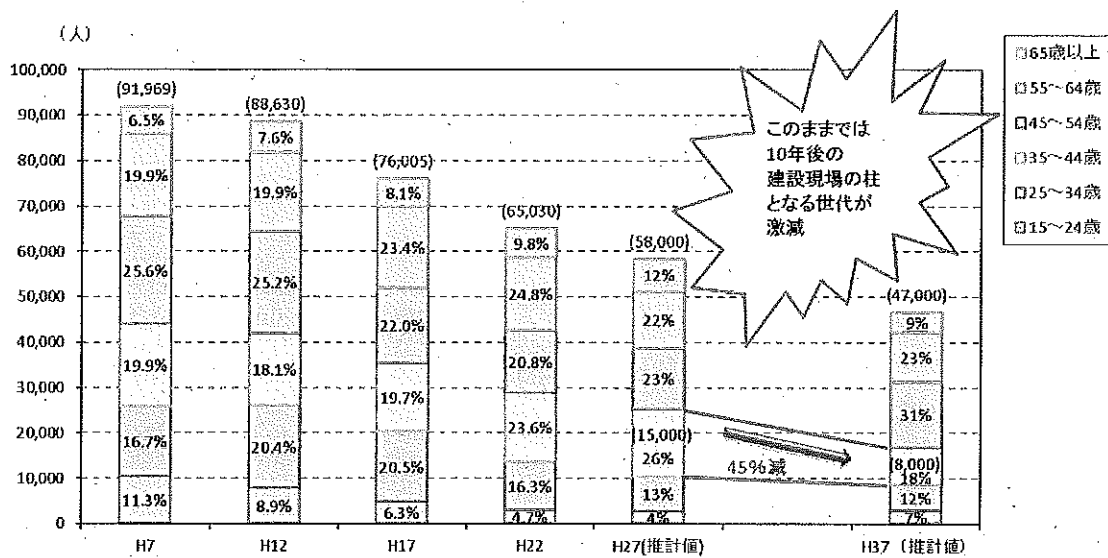


図 5 県内の建設業就業者数

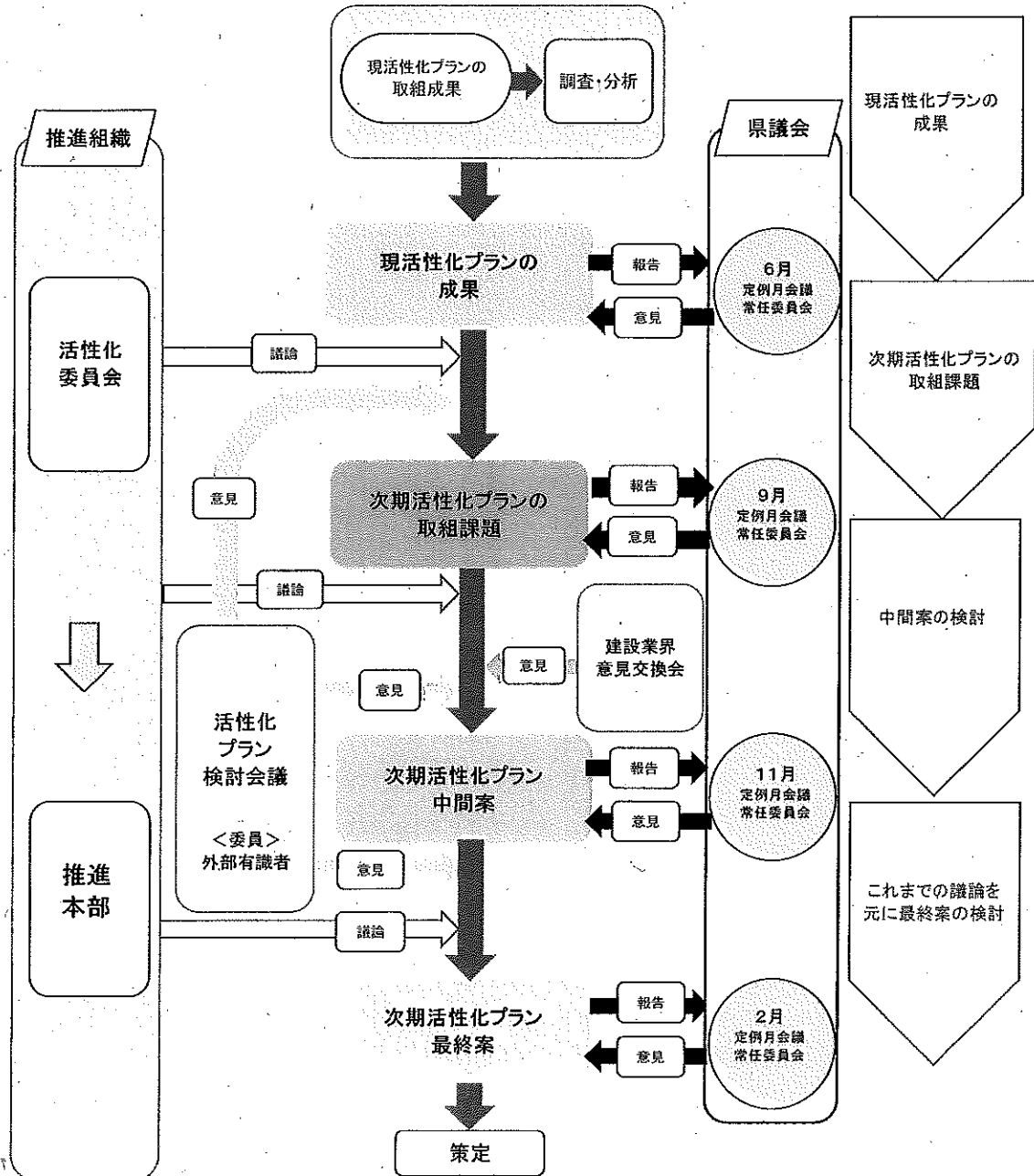
出典 国勢調査（平成 7 年度、平成 12 年度、平成 17 年度、平成 22 年度）

平成 27 年度、平成 37 年度はコーホート要因法を用いた推計値

5 次期プランの策定について

これらの現状を踏まえ、外部委員から構成される「三重県活性化プラン検討会議」における議論や、多様な方々からの意見をいただきながら、建設業界と連携して新たな県の建設産業を活性化するためのプランを平成27年度に策定します。

○策定手順のイメージ



三重県建設産業活性化プランの 取組実績

キーワード

技術力
— 技術力の向上・承継 —

取組目標と成果

工事成績評定点の平均値
(目標) H22 81.8点 → H27 83.0点
(実績) H23 82.7点 H24 83.1点
H25 83.2点 H26 83.6点

取組 1 継続的な技術力の維持・向上

取組項目と主な取組	これまでの取組
品質確保のための技術力向上 ● 研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者のニーズを踏まえた研修会を計画的に開催した。 H24: 民間 159名 H25: 民間 186名 H26: 民間 237名
技術力を持った企業の活用 ● 施工実績・工事成績評定点による企業選定 ● 優良施工企業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 「企業の工事実績」を評価の対象とした総合評価方式を実施した。 H26: 評価件数 215件 総合評価方式の工事における工事成績について、企業の努力がより直接的に反映されるよう直線的評価を実施した。 H24: 評価件数 248件 H25: 評価件数 173件 H26: 評価件数 196件 優良施工企業を表彰し、優良施工企業の周知に貢献した。 H26: 9 建設事務所及び 2 下水道事務所で表彰を実施

○建設業界 ●三重県 ◎両者

取組 2 優れた人材の確保・育成

取組項目と主な取組	これまでの取組
新規就業者の確保 ◎建設業理解のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 土木・建築系高校生を対象にしたインターンシップを実施した。 H24: 48名 H25: 46名 H26: 51名 県と建設業界が連携して、建設現場の作業の実態や最新の技術などを紹介する現場見学会を開催した。 H26: 17回 (1,344名参加) 若年建設従事者入職促進協議会を開催し、関係機関と連携を図った。 毎年3月に開催
若手技術者の育成と技術承継 ● 若手技術者の活用	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の工事において、現場代理人の実績を主任技術者と同等の評価を実施した。 H24 評価件数: 318件 H25 評価件数: 215件 H26 評価件数: 246件 「地域人づくり事業」の活用により、若年労働者の雇用促進に取り組んだ。 H26: 65 事業所延べ 103名

取組 3 受発注者間の連携強化

取組項目と主な取組	これまでの取組
受発注者間のコミュニケーション向上 ● 設計変更の適正化 CALS/ECの推進 ◎電子化の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 三重県設計変更ガイドライン(案)を策定し、設計変更の適正化に努めた。(H27運用開始) 受注者を対象とした電子納品、電子調達に関する研修や、建設ICTに対する情報提供を積極的に行った。 H24: 研修 8 回開催 (71名参加) H25: 研修 16 回開催 (151名参加) H26: 研修 18 回開催 (191名参加)

キーワード

地域貢献

— 地域から必要とされる建設業 —

取組目標と成果

地域・社会貢献に取り組み業者との契約率

(目標)	H22	88.4%	→	H27	95.0%
(実績)	H23	92.1%		H24	97.3%
	H25	97.7%		H26	97.5%

○建設業界 ●三重県 ◎両者

取組 4 地域の安全・安心の確保

取組項目と主な取組	これまでの取組
災害等の緊急対応への取組強化	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式において、「災害協定」に基づく訓練の評価を実施した。 H24：評価件数 193 件 H25：評価件数 190 件 H26：評価件数 213 件 平成 24 年度から全建設事務所、下水道事務所において実施している地震等の緊急時における「災害協定」に基づく訓練を実施した。 地域維持型 JV（地域滑通度の高い企業で構成される建設共同体）と契約した。 H26：3 建設事務所 20 プロジェクト
◎災害等の緊急時における安全・安心の確保	
地域維持型の契約方式の導入	
●地域維持型の契約方式による維持管理体制の確保	

取組 5 地域経済の活性化

取組項目と主な取組	これまでの取組
地域雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> (再掲)「地域人づくり事業」の活用により、若年労働者の雇用促進に取り組んだ。 H26：65 事業所延べ 103 名
◎雇用改善等への取組	
地元企業からの資材購入	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式において「県内産資材の使用」の評価を実施した。 H24：評価件数 12 件 H25：評価件数 10 件 H26：評価件数 5 件 県内産資材の優先使用、県内取扱企業からの優先調達及び認定リサイクル製品の優先使用について、特記仕様書へ記載した。
◎県内産資材の優先使用等	

取組 6 地域に貢献できる企業の存続

取組項目と主な取組	これまでの取組
地域貢献活動の取組強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の緊急対応やボランティア活動等に対する理解を深めるためにイベント、現場見学会において P R を行った。 新聞、T V 等のマスメディアに対して情報発信を実施した。
◎建設企業の地域貢献活動の P R	
地域企業の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業の受注機会を拡大、入札参加条件を地域限定する入札制度の導入などに取り組んだ。 総合評価方式における「施工箇所地域の工事実績」の評価を導入した。 H26：評価件数 34 件
●県内（地域）企業への優先発注	
不良・不資格業者等への排除	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格要件として、社会保険等への加入を義務付けた。(平成 26 年 10 月 1 日実施) 建設業許可・更新時及び経営事項審査時に社会保険未加入業者に対する加入指導を実施した。 H26 末累計：加入指導件数 528 件 指導後加入件数 247 件
●不良・不資格業者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員向け、建設業者向けの建設業関係法令講習会を開催、また、施工体制確認のための立入調査を実施した。 研修参加者 H24：延べ 97 名 H25：延べ 176 名 H26：延べ 119 名

キーワード

経営力

— 「技術力」と「地域貢献」を実現 —

取組目標と成果

売上高経常利益率の平均値 (売上高1億円以上)
 (目標) H22 △0.18% → H27 +0.20%
 (実績) H23 △0.19% H24 +1.02%
 H25 +1.84%
 H26 (平成27年11月公表予定)

○建設業界 ●三重県 ◎両者

取組7 経営基盤の強化

取組項目と主な取組	これまでの取組
経営相談・各種融資制度の活用・支援 ◎経営相談の活用・支援	<ul style="list-style-type: none"> 経営戦略アドバイザリー事業の周知を行った。 中小企業診断士による経営相談を行った。 H24:15件 H25:15件
企業合併・連携の推進 ◎企業合併・連携への優遇	<ul style="list-style-type: none"> 企業合併の事例があった。 H26:1件
入札契約制度の改善 ●適切な積算による入札	<ul style="list-style-type: none"> 設計単価の早期改訂を実施した。 H26.2改訂 H27.2改訂 予定価格の事後公表の試行を実施した。 H26:5建設事務所にて実施
入札契約制度の改善 ●総合評価方式の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の工事(土木一式工事、専門工事)において、新たな評価項目の導入や技術提案、ヒアリングの簡素化等の見直しを行った。

取組8 新分野進出による経営多角化

取組項目と主な取組	これまでの取組
新分野進出の支援制度・体制の整備 ◎各種分野への参入・支援	<ul style="list-style-type: none"> 雇用経済部所管の各種助成・支援制度について周知を図った。 介護分野への進出があった。 H24:1件

東洋ゴム工業株式会社が製造した大臣認定不適合免震材料への対応について

1 現状

(1) 公表

平成27年3月13日、国土交通省は、東洋ゴム工業株式会社（以下、「東洋ゴム工業」という。）が製造した免震材料である「高減衰ゴム系積層ゴム支承」（以下、「免震積層ゴム」という。）について、大臣認定不適合の製品が、全国で55棟の建築物で使用されていることを公表しました。

(2) 県有施設の状況

三重県有施設では、県立志摩病院外来診療棟、鳥羽警察署庁舎棟、伊勢庁舎本館棟で使用されていることが判明しました。

それぞれの施設について、県が契約時の仕様を示した耐震性能に対する構造安全性を東洋ゴム工業に検証させた結果、いずれの施設も震度6強から7程度の地震に対して倒壊しないだけでなく継続して使用できることが確認できました。しかし、県が契約時の仕様を示した耐震性能は満たしていないことが判明しました。

また、不正に大臣認定を取得した免震積層ゴムが使用されていることから、建築基準法上、手続き違反の状態となっています。

(3) 対応

県は、東洋ゴム工業の費用負担による免震積層ゴムの交換を要請し、4月8日に、契約時の仕様を示した耐震性能に適合する免震積層ゴムに交換する方針と、交換に要する費用を補償する旨の回答を得ました。

(4) これまでの主な経過

年月日	状況等
H27. 3. 13	○国土交通省の発表 ・東洋ゴム工業が製造した免震材料に大臣認定不適合なものがあることを発表。
H27. 3. 19	○東洋ゴム工業から特定行政庁である三重県に対して説明 ・建築基準法所管部局に対して不適合の状況等について説明。 ・県から、早急に安全性の検証を行い、施設管理者に対して説明するよう要請。

H27. 3. 24	<ul style="list-style-type: none"> ○東洋ゴム工業から施設管理者に対して1回目の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震安全性について3月24日までに判明した事実を説明。 ○県から東洋ゴム工業への要請 <ul style="list-style-type: none"> ・上記の説明を受け、現状の耐震性能について速やかに報告するよう文書要請。
H27. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> ○県から東洋ゴム工業への要請 <ul style="list-style-type: none"> ・免震積層ゴムの交換と、交換に関する費用負担を文書要請。
H27. 3. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○東洋ゴム工業の発表 <ul style="list-style-type: none"> ・レベル2の地震に対する検証結果をホームページで公表。 ・3棟の県有施設は、倒壊するおそれがないことを確認。
H27. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省の発表 <ul style="list-style-type: none"> ・東洋ゴム工業が行ったレベル2の地震に対する検証結果は適正であると発表。
H27. 4. 8	<ul style="list-style-type: none"> ○東洋ゴム工業から施設管理者に対して2回目の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・レベル1、レベル2の地震に対する検証結果の説明。 ・免震積層ゴムの交換、交換費用を補償する旨を回答。
H27. 4. 28	<ul style="list-style-type: none"> ○東洋ゴム工業から施設管理者に対して3回目の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・契約時の仕様を示した耐震性能に対する検証結果の説明。 ・今後のおおまかなスケジュールについて説明。

【注】レベル1の地震：震度5強程度

レベル2の地震：震度6強から震度7程度

2 課題

- (1) 県が契約時の仕様を示した耐震性能を満たしていないことや、建築基準法違反の状態となっていることから、大臣認定に適合した免震積層ゴムに交換する必要があります。
- (2) 免震積層ゴムの交換にあたっては、施設管理者と東洋ゴム工業で、具体的な交換方法、スケジュール、費用負担等を定める必要があります。

3 処理方針

東洋ゴム工業から、免震積層ゴムの具体的な交換時期や交換方法等を記載した計画書を受理しだい、大臣認定に適合した免震積層ゴムに交換させます。

県土整備部としては、交換工事にあたり、施設管理者に対し必要な技術的支援を行っていきます。

●大臣認定不適合の免震材料が使用されている県有施設概要

・県立志摩病院外来診療棟

場 所：志摩市阿児町鵜方 1257

建物概要：外来診療棟 RC造 地下1階地上4階建 延べ面積 4,935.26 m²

工事工期：平成17年12月26日 ～ 平成20年3月21日

免震装置：高減衰ゴム系積層ゴム支承（大臣認定番号：MVBR-0162）

納入時期：平成18年8月

27基（750φ：4基、800φ：11基、850φ：7基、900φ：5基）

・鳥羽警察署庁舎棟

場 所：鳥羽市松尾町字篠本 74番4

建物概要：庁舎棟 RC造一部S造 3階建 延べ面積 2,939.18 m²

工事工期：平成22年3月23日 ～ 平成23年2月28日

免震装置：高減衰ゴム系積層ゴム支承（大臣認定番号：MVBR-0343）

納入時期：平成22年6月

30基（800φ：28基、850φ：2基）

・伊勢庁舎本館棟

場 所：伊勢市勢田町 628-2

建物概要：本館 RC造 4階一部2階建 延べ面積 9,253.34 m²

工事工期：平成21年2月24日 ～ 平成23年9月30日

免震装置：高減衰ゴム系積層ゴム支承（大臣認定番号：MVBR-0343）

納入時期：平成22年9月

44基（750φ：4基、800φ：22基、900φ：18基）

審議会等の審議状況（平成27年2月16日～平成27年6月2日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成27年2月17日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 他5名
4 諮問事項	三重県公共事業評価結果における対応方針について
5 調査審議結果	平成26年度に開催された委員会における再評価及び事後評価の結果に対して、今後の対応方針を報告した。
6 備考	